



福岡医発第 1351 号 (地)
令和 4 年 8 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

感染性廃棄物の取り扱いについて (国内でのサル痘患者の発生を受けて)

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

サル痘につきましては、令和 4 年 8 月 2 日付福岡医発第 1250 号 (地) 「サル痘に関する情報提供及び協力依頼について (一部改正)」等により順次ご連絡をしているところです。

今般、標記について厚生労働省より日本医師会を通じて、別紙のとおり周知依頼がありました。

本件は、今般のサル痘の感染状況を受け、環境省から改めて関連医療機関等から排出される感染性廃棄物の適切な処理の確保や、排出時、収集運搬時及び処分時において、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル (令和 4 年 6 月) に基づき、作業員への感染防止に万全を期すよう周知徹底を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

◆廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル (令和 4 年 6 月)

https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/post_36.html

小郡三井医師会より

地域環境保護担当理事 肥山淳一郎
会 長 島田昇二郎

令和 4 年 8 月 3 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事

渡 辺 弘 司

(公印省略)

感染性廃棄物の取り扱いについて（国内でのサル痘患者の発生を受けて）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から各都道府県・政令市産業廃棄物行政
主管部（局）宛に、標記の事務連絡が発出されました。

サル痘につきましては、本会からも令和 4 年 7 月 20 日付日医発第 740 号（健Ⅱ）
「サル痘に関する情報提供及び協力依頼について（一部改正）」等により順次ご連絡を申し上げ
ているところです。

世界保健機関（WHO）はサル痘について国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事
態であることを宣言しており、欧州や北米を中心に日本国内でも感染者が確認され
ております。サル痘は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」
に基づき、4 類感染症に位置づけられております。

また、サル痘を始めとする人が感染及び感染のおそれのある病原体が含まれ、若し
くは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物（感染性廃棄物）の処理に
ついては、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（令和 4 年 6 月）が
環境省で策定されております。（令和 4 年 7 月 8 日付日医発第 667 号(地域)にてご連
絡済み。）

標記の事務連絡においては、今般のサル痘の感染状況を受け、環境省から改めて
関連医療機関等から排出される感染性廃棄物の適切な処理の確保や、排出時、収集運
搬時及び処分時において作業員への感染防止に万全を期すよう周知徹底の依頼がな
されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、
貴会会員への当該マニュアルの周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上
げます。

◆廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（令和 4 年 6 月）

https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/post_36.html

事 務 連 絡
令和 4 年 7 月 26 日

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

感染性廃棄物の取り扱いについて（国内でのサル痘患者の発生を受けて）
（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。
今般、世界保健機関はサル痘について国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態であることを宣言しました。サル痘は、欧州や北米を中心に感染が確認されており、日本国内でも感染者が確認されております。

サル痘は、サル痘ウイルス感染による急性発疹性疾患であり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、4類感染症に位置づけられております。

サル痘を始めとする人が感染及び感染のおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物（以下「感染性廃棄物」という。）の処理については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（令和4年6月）（<https://www.env.go.jp/content/900534354.pdf>）（以下「マニュアル」という。）を環境省で策定し、適正な処理の確保をお願いしているところです。貴職におかれても、関連医療機関等から排出される感染性廃棄物の適切な処理の確保のため、マニュアルに基づき、必要な措置の実施のための指導監督に努めるとともに、貴管下廃棄物処理業者及び関連医療関係機関等に対し、排出時、収集運搬時及び処分時において作業員への感染防止に万全を期すよう周知徹底をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。